

## 第25回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和4年7月25日（月）8時55分～9時48分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一  
⑤柙 幸三 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸  
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

### 出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正  
○石原 岩雄 ○尾上 進

### 4 欠席委員

農業委員 ⑨富永 勝志 ⑥田嶋 輝男

### 5 議事日程

諮問第5号 農業委員の辞任について  
議案第33号 農政問題分科会第2分科会長の辞任について  
議案第34号 農政問題分科会第2分科会長の選任について  
同意第1号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について  
議案第35号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 非農地証明願いについて  
議案第40号 農用地利用集積計画について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）  
鍋藤 雄太（管理係長）  
岩崎 展幸（管理係）  
川畑 幸博（管理係）  
奥 裕太（管理係）  
○農政課 川原 陽介（農政管理係）  
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在10名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第25回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

**日程第1、議事録署名委員の指名**ですが、議長において、10番樫八重玲子委員、11番白濱和利委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第2、会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第25回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

**日程第3、諸報告**であります。

私は7月1日、風テラスあくねで、農政推進会議が開催され、出席しました。また7月5日鹿児島市において、定例常設審議委員会が開催され、出席しました。

以上で報告を終わりますが、皆さま方からありましたら、その他のところで報告をお願いします。

議長 (石坂 務)

**日程第4 諮問第5号 農業委員の辞任について**を議題といたします。本件は、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、農業委員から辞表が提出された場合に市長から農業委員会に諮問し、総会にて承認を求め、その後市長に答申するものであります。それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (川原 陽介)

諮問第5号について、説明いたします。

今回富永勝志農業委員より、6月27日付けで一身上の都合としまして、退任届が市長宛に提出されましたことから、辞任の承認につきまして本総会において諮問するものでございます。

農政課（川原 陽介）

富永委員は、平成23年7月20日に第21期農業委員として初当選され、これまで通算11年の長年にわたり、農地集積、農地流動化、農地中間管理事業など農業委員会活動に御尽力いただきました。

任期途中で退任届を提出されました経緯につきまして少しご説明いたしますが、本年1月15日に地域活動中に転倒されまして、病院で診察を受けられた結果、脊柱管狭窄症との診断を受けたため、入院し、手術を受けました。術後は自力歩行ができるよう懸命にリハビリに取り組みられておりますが、農業委員としての職務を行うことは大変難しい状況になったことから、退任届を提出されたところです。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項によって、委員は正当な事由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるかとされているところです。これに基づきまして今回諮問を行うものでございます。

説明は以上になります、どうぞよろしくお願いたします。

議長（石坂 務）

農政課の説明が終わりました。農政課の説明は、法律第13条第1項により、9番富永勝志委員の辞任に関する承認についてであります。諮問のとおり9番富永勝志委員の辞任を承認することに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

ご異議なしと認めます。よって、本件については、承認する旨を答申いたします。

議長（石坂 務）

**日程第5 議案第33号 農政問題分科会第2分科会長の辞任について**を議題といたします。本件は、農業委員会等に関する法律第13条第2項に準じ、9番富永勝志農業委員が第2分科会長であり、今回の農業委員辞任に伴い、農業委員会の同意を得て第2分科会長の辞任の手続きをとるものであります。それでは事務局に説明を求めます。

事務局（鍋藤 雄太）

それでは議案第33号について説明いたします。

9番富永勝志委員が農業委員を辞任されることに伴い、同委員が第2分科会長に就任されておりましたので、分科会長の辞任にかかる手続きが必要になります。

分科会長の辞任につきましては、改正農業委員会等に関する法律第13条第2項による会長の辞任に関する取扱いに準じ、分科会長の辞任は辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によりおこなうこととされております。

よって本議案により、第2分科会長の辞任について委員の皆様の同意をお諮りするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、第2分科会長が辞任することの同意についてであります。原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第6 議案第34号 農政問題分科会第2分科会長の選任について**を議題といたします。それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは議案第34号について説明をいたします。

農政問題分科会は、阿久根市農業委員会会議規則第11条第2項に設置規定があり、農政問題を専門的・技術的に調査・審議するため分科会を設置するとされています。

分科会の組織及び運営については、農政問題分科会組織及び運営に関する規程第2条第1項に、分科会は第1及び第2分科会とし、それぞれの委員をもって構成するとされ、分科会の委員は互選することになっております。

各分科会が専門的に調査検討する事項は、同規程の第3条で、第1分科会は、果樹・特用作物・構造改善事業に関すること、第2分科会は、畜産・普通作物・林業・その他農業、農家生活に関することが分掌事務になっております。

第2分科会の委員につきましては現在、2番中野和徳委員、7番高原熊夫委員、8番尻無濱俊幸委員、10番樫八重玲子委員、12番石坂務会長となっております。

分科会の会長につきましては、同規程第2条第3項により分科会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。本件については、事務局の説明のとおり、農政問題分科会組織及び運営に関する規定により、互選により決定することに、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり決定いたします。  
それでは、第2分科会長の互選のため、暫時協議会に移行します。

～協議会～

～協議会終了～

議長 (石坂 務)

協議会前に引き続き会議を開きます。  
分科会会長の互選の結果を事務局に報告させます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは、農政問題分科会第2分科会会長の互選の結果について報告致します。  
第2分科会の分科会会長は、10番樫八重玲子委員が選出されました。  
以上で報告を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の報告が終わりました。只今の報告のとおり第2分科会長に、10番樫八重玲子委員を選任することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり決定いたしました。

議長 (石坂 務)

**日程第7 同意第1号 阿久根市農政推進会議委員の推薦について**を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 (鍋藤 雄太)

それでは同意第1号について説明いたします。

阿久根市農政推進会議は、当市農政の重要な施策について、関係団体との総合調整を図り、農業施策を万全に実施するため設置されております。

委員構成は、20名以内で、市内各農業団体関係者、学識経験者、農業構造改善事業及び林業構造改善事業の実施地区並びに農業団体の代表者、その他市長が特に必要と認める者で組織されており、会長は市長になります。

農業委員会選出の委員は、先例によりますと会長並びに第1、第2分科会長の3名であります。

なお、任期は2年間ですが、現在の農業委員の任期である令和5年7月19日までにより、第2分科会長の推薦について同意をお諮りするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りします。事務局の説明は、第2分科会長を先例により阿久根市農政推進会議委員に推薦するものでありますが、これにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、第2分科会長を阿久根市農政推進会議委員に推薦することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第8 議案第35号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第35号、農用地利用集積計画の農地中間管理事業分、令和4年第7号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9, 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第36号についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について、譲受人は、〇〇 〇〇氏で、譲渡人は、〇〇 〇〇氏です。申請の理由は、受贈です。譲受人は、年間150日程度農業に従事される予定で、申請地では妻と息子と共にソバを耕作される計画です。労働力、下限面積等の許可要件をすべて満たしております。なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

4番委員 (園田 勇一)

議案第36号にかかる調査は、7月8日に、5番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も、農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第10、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第37号についてご説明いたします。今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用です。申請地の位置は、市役所から東南東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当いたします。申請地は整地され、一般住宅が建築されます。申請人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地に住宅を建築するため、本件を申請されました。申請地の排水処理は、合併浄化槽により処理され側溝に流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に調査委員の報告を求めます。

5番委員 (栢 幸三)

議案第37号に係る調査は、7月8日に、4番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

それでは報告いたします。整理番号1の案件です。申請地は、東側及び北側は畑、西側は宅地、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては農地に面する境界にはブロックによる擁壁を設けて、雨水や土砂等が流出しないよう措置されることから、周辺の土地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。質疑ないですか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~



議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第11 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第38号についてご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、3件です。それでは、整理番号順にご説明いたします。

整理番号1の案件は、一般住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北北東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったことから、申請地に住宅を建築するため、本件を申請されました。申請地の面積は658㎡で、一般住宅の面積500㎡を超過していますが、譲受人から、「申請地の北東側と南西側の法面が2m50cmほどあるため、建築できる敷地が狭くなっているため」との理由書が提出されております。申請地の排水については、合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の案件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。譲受人は、本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在、使用している事務所の駐車場部分が、南九州西回り自動車道の入口になる関係で使えなくなることから、申請地に、業務用クレーン車を置くための駐車場を整備するため申請するものです。申請地は、整地され、排水については、雨水は自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の案件は、農家住宅への転用を目的とする贈与による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から東北東〇〇キロメートルの所です。申請地は、農用地区域内の農地ですが、阿久根市長あて農用地区域からの除外願いが提出されており、この申請に伴う農用地区域の除外については、4月総会の諮問第2号でご審議いただいております。申請人は〇〇に居住する〇〇 〇〇氏です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。譲受人は、現在、借家に住んでおり、手狭となったことから、申請地に農家住宅を建築するため本件を申請されました。申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 （石坂 務）

事務局の説明が終わりました。次に、調査委員の報告を求めます。

5番委員（栢 幸三）

議案第38号に係る調査結果について報告します。調査は、7月8日に、4番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。申請地は、東側、北側及び西側は畑、南側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、法面保護をするなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

それでは、整理番号2の案件について報告します。本件は、事務局による事前調査の結果、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたので、当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。申請地は、東側は宅地、北側及び南側は畑、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の案件について報告します。申請地は、東側は畑、北側及び南側は道路、南側は田に隣接していました。申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査委員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第12 議案第39号 非農地証明願いについて**を議題といたします。本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また本市が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

**日程第13, 議案第40号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

但し尾上進推進委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第40号令和4年農用地利用集積計画書第7号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和4年7月29日となります。

(議案資料にて説明)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分を審議いたしますので、尾上進推進委員は退席を願います。

(尾上進農地利用最適化推進委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

(議案資料にて説明)

以上、議事参与に係る所有権移転の整理番号3を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願います。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって本件については原案のとおり決定いたします。

尾上進推進委員の着席を認めます。

(尾上進農地利用最適化推進委員着席)

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局（鍋藤 雄太）  
ございません。

議長（石坂 務）  
それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時48分

議事録署名日

年

月

日

農業委員会会長

-----

議事録署名人

-----

議事録署名人

-----

書

記

-----